

令和元年第9回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和元年9月25日（水）午前10時
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 山下 正路
教育委員 櫻井 由子
教育委員 小谷野守男
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫
教育次長兼図書館長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 浅野 誠
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
公民館課長 丸山 博
文化芸術課長 岡本 弘子
指導課副参事 篠田 清孝
6. 書 記
教育総務課 課長補佐兼係長 蛭原 康友
教育総務課 主 査 谷口 京子
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事
議案第39号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）
報告第19号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）
報告第20号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
議案第40号 取手市教育委員会事務局職員倫理規程について
報告第21号 令和元年第3回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）
議案第41号 取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
報告第22号 令和元年第3回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令

報告 1 9	和元年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の同意について
報告 2 0	平成 3 0 年度取手市一般会計（教育費）の決算について
報告 2 1	取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命について
報告 2 2	寄附の受け入れについて
報告 2 3	寄附の受け入れについて
協議 2	いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告について（非公開）
協議 3	いじめ防止に係る再発防止策の進め方について（非公開）
	教育委員会に対する事務の委任について

8. その他

- ・令和元年第 3 回取手市議会定例会一般質問及び教育委員会関係議案等の結果報告について

9. 会議の概要

午前 10 時 03 分開会

○教育長

ただいまの出席者は 4 名で定足数に達しております。令和元年第 9 回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局のほうでお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。7 点ほど報告をさせていただきます。

まず 1 点目は、9 月 8 日の台風 15 号による被害状況ということで、千葉県ではまだ停電の状況等は解消されず、非常に被害大きかったわけですが、市内においても学校施設その他の施設について被害がございました。学校の関係では、特に倒木、木が傾いたりとか、こういった状況が一番大きかったところがございます。そのほか、街灯のポール等の倒壊、また給食センターの受水槽の給水管損傷等がございました。

その他の状況では、施設の関係と文化財の関係ということで、県指定重要文化財の旧取手宿本陣の屋根のめくれと、国指定重要文化財竜禅寺三仏堂の屋根のぐしの破損等がございました。こちらにつきましては、関係機関、各課において修繕等の対応を行っているところでございます。

2 点目、取手市の中高生訪中団派遣ということで、8 月 22 日から 8 月 26 日の日程で、訪中団ということで、特別友好都市の中国桂林市を訪問したところでございます。こちらにつきましては中学生 2 名と、高校生 3 名、私と指導主事、秘書課の職員 2 名を加えた計 8 名ということで参加をさせていただきました。

特に、中高生のホームステイを初めて公式に行う行事だったわけですが、滞在期間中、昨年桂林市からおいでいただいた第十三中学校と第十一中学校に、逆こちらから訪問させていただいて、学校の中で施設見学や、交流事業を行っていただきました。その中には、中国語の教室等もやっていただいて、漢字の成り立ちと、あとは書の書き方、筆の運び方等も日本の筆の運び方との違い等も体験したところでござ

います。

こういった中で、中国の持つ自然と歴史、文化、都市整備など、現在の中国の状況もつぶさに見学することができました。子どもたちにとってもホームステイも含めて、非常に貴重な体験になったところでございます。

3点目、災害協定自治体とのスポーツ交流で、ミニバスケットボールと少年野球を行ったところでございます。

ミニバスケットボールは、男女2チームで参加したわけですが、男子・女子の部それぞれ優勝という成果を収めたところでございます。優秀選手も選ばれたところでございます。

少年野球については、10回を数え、残念ながら優勝はできませんでしたが、2位・3位という活躍をしたところでございます。明日9月26日に解団式を福祉交流センターで行います。

4点目、図書館及び教育総合支援センターの開館状況で、こちらにつきましては、子どもたちの問題、特に夏休み明けに登校を渋るとか不登校の問題や、自殺の懸念が社会的に問題化している状況を鑑みた企画でございます。まず、図書館では8月1日から9月26日までを特別展示ということで「効き目ほんわかこころのお薬100冊」を開催しまして、命や心のケアといった蔵書の展示、あとは市の教育総合支援センターを初め、県や国の相談窓口への情報元も紹介するというところをを行ったところでございます。また、図書館の臨時開館ということで9月2日と9日、月曜日を臨時開館ということで行ったところでございます。

もう1つは、教育総合支援センターの休日開設ということで、総合センターで8月31日と9月1日、土曜日と日曜日なんですけれども、この2日間を休日開設日として周知しまして開設いたしました。この2日間は、相談員と指導主事が相談に対応できるような対応をとったところでございます。

続いて5点目、親子ふれあい農業体験事業（稲刈り）についてでございます。5月に田植えをしまして、実りを得て、9月8日午前10時から、親子ともども稲刈りを行ったところでございます。当日は保護者や家族も含めて153名が参加しました。台風が接近している中でございましたけれども、晴れ間となりまして、強い日差しがありましたけれども、鎌を使った手刈りということで、農業委員の指導も受けながら稲刈りを楽しんでいただきました。稲刈り機による脱穀も用意しまして、脱穀も含めた米の収穫ということを体験していただきました。参加者の中では、来年も参加したい、収穫したお米を早く食べたいといった声も聞かれて、非常に有意義であった事業に感じたところでございます。

6点目、埋蔵文化財センターの第46回企画展の来場者数についてでございます。第46回企画展ということで「大正時代の取手ー明治と昭和をつなぐ時代ー」ということで7月16日から9月23日まで開催をいたしまして、来館者数は1,274人、1日平均20.9という状況でございました。会期中については歴史講座2回ですね、「開闢郷土の日から見た大正時代の取手」ということと、「常総鉄道の開業と発展」ということで、展示に合わせた歴史講座を開催したところでございます。

7点目、最後でございます。いきいき茨城ゆめ国体についてでございます。こちらにつきましては、正式には9月28日に総合開会式なんですけれども、その以前の大会ということで、取手で何点か競技を開催しましたので、その状況でございます。まず1点目、公開競技ということで武術太極拳競技会を9月15日・16日の2日間にわ

たってグリーンスポーツセンターで開催したところでございます。こちらにつきましては、全国各地 42 の都道府県から 234 人の選手に参加いただきまして、日ごろの成果を存分に発揮していただいた演武を披露されました。県の選手は 4 名でしたけれども、入賞まではできませんけれども、会場から盛大な拍手をいただいたところでございます。こちらにつきましては、開催市ということで、取手太極拳協会の 139 名の楊式太極拳と、藤代武術太極拳協会 100 名による広幡太極扇の集団演武も披露されたところでございます。

2 点目、デモンストレーションスポーツのダンススポーツ、こちらにつきましては 9 月 22 日、日曜日に同じくグリーンスポーツセンターで開催されました。ダンススポーツは、以前は社交ダンスと言われましたけれども、スポーツ性を追及した競技性の高いスポーツということで発展しまして、デモンストレーションスポーツとして開催されたところでございます。音楽のジャンルに分けまして、スタンダード種目とラテン種目がありまして、今回は 894 名の参加を得たところでございます。衣装も含めてきらびやかな演技を披露していただきました。

3 点目、最後になります。デモンストレーションスポーツのエアロビックということで、こちらにつきましては 23 日、祝日にグリーンスポーツセンターで開催されました。こちらにつきましては、公式競技部門で 5 つのカテゴリーによって難易度別の動作を組み合わせた演技を行いまして「難度、実施、芸術」の観点から審査し、得点を競ったところでございます。こちらにつきましては、市内から 9 名の選手が演技を行いまして、ユース 2 女子の吉野優羽さんが第 3 位ということで成果を収めたところでございます。また、演技発表部門には、取手市内から 4 組エントリーいたしまして、4 組ともすばらしい演技をしていただきました。そういったことで、国体のほうも始まったところでございます。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせします。この後議題となります議案第 39 号、報告第 19 号及び報告第 20 号は、人事に関する案件となります。

お諮りいたします。議案第 39 号、報告第 19 号及び報告第 20 号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議ございませんので、議案第 39 号、報告第 19 号、報告第 20 号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

傍聴の方がいらっしゃいませんので、そのまま議事を進行いたします。

まず議案第 39 号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて報告第 19 号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題とい

たします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 19 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に報告第 20 号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

御異議なしと認めます、よって、報告第 20 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長

引き続き会議を進めます。

議案第 40 号、取手市教育委員会事務局職員倫理規程についてを議題といたします。

本件についての説明を石塚次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第 40 号の取手市教育委員会事務局職員倫理規程について、御説明申し上げます。

取手市教育委員会事務局職員倫理規程を別紙のとおり制定する。提案理由は、令和元年第 3 回市議会定例会において、取手市職員倫理条例が可決されたことに伴い、取手市職員倫理規則を制定することから、教育委員会事務局職員においても市職員倫理規程に準拠した対応を行うため本訓令を制定するものでございます。

取手市職員倫理条例制定の経緯につきましては、利害関係者と飲食を共にする場合において注意すべき事項など職員倫理に関するルールの職員への周知徹底が十分でないとして、平成 30 年第 4 回市議会定例会において、職員倫理条例の制定を求める議員決議がなされたことを深く受けとめ、地方公務員法や取手市職員服務規程に定められた公務員倫理のルールを職員に周知浸透させることで、職員が職務に係る信用失墜行為により懲戒処分の対象となる事案の発生を未然に防ぐことを目的に、市職員倫理条例、市職員倫理規則の制定に至っております。

参考資料 2 ページの取手市職員倫理条例を御参照ください。本条例は、第 1 条にありますとおり、職員倫理の保持に資するため必要な措置を講じて、職務執行の公正さに対する市民の不信を招く行為の防止及び市民の信頼確保を目的として、第 3 条にて職員が遵守すべき倫理原則を踏まえた上で大枠を定め、第 4 条にて職員倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則を定めるものとしております。さらに第 5 条では、職員倫理の保持、公正な職務執行の確保に必要な体制の整備。第 6 条では、職員倫理の保持に資する研修等及び第 7 条では、職員倫理の保持に関する状況や保持に関して講じた施策概要の公表を定めております。

参考資料 4 ページを御参照ください。市職員倫理条例第 4 条の定めにより制定されるのが取手市職員倫理規則となります。この市職員倫理規則には、利害関係者からの贈与等の禁止等、公正な職務の執行に対する信用を損ねる行為を未然に防ぐた

めに必要な事項が盛り込まれております。規則に規定する主な内容としましては、第2章にて利害関係者の範囲、利害関係者とはどういうものなのか。第3章において、利害関係者との間における禁止行為及び第4章にて、透明性を確保するための届け出等の新たな制度を定めるものです。新たな制度につきましては、利害関係者と共に飲食をする場合の届け出制度、贈与等の報告制度、利害関係者から依頼された報酬のある講演等の事前承認制度となります。

さらに第5章にて、職員倫理の保持に資する施策の積極的な推進及び庁内周知を図るための体制整備として、任命権者ごとに補佐的な役割を担う倫理監督者を置き、その倫理監督者等で組織される取手市職員倫理推進委員会を設置いたします。

本議案の取手市教育委員会事務局職員倫理規程は、この取手市職員臨時規則に準拠し、規則中の市長を教育委員会に読みかえます。

1ページをご覧ください。教育委員会事務局職員倫理規程第1条では、取手市教育委員会事務局における職員の倫理の保持を図るために必要な事項は、本訓令に定めるもののほか、取手市職員倫理規則その他市長が定めるものの例によらし、第2条で規則中第15条第2項を除く「市長」とあるもの及び第3条では、職員の倫理の保持を図るために必要な事項に関し市長が定めるものについては、「市長」を「教育委員会」と読みかえるものです。なお、附則として、この訓令は令和元年10月1日から施行するものです。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長

はい。本件についての説明は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○山下委員

3ページに研修等というのがあるんですが、これが10月1日から施行されるということですけども、この研修等の計画みたいなものはあるんですか。

○教育次長兼教育総務課長

この研修については、教育委員会事務局職員も市職員と同様、市長部局の人事課で行う研修を受けることになっております。これまでも、市長部局の人事課で、公務員倫理につきましては、年数回行われております。さらに今回、この条例規則を受けて、人事課では定期的に全職員を対象とした倫理研修を行うというふうに聞いてございます。

○山下委員

ありがとうございました。

○教育長

この規定というのは、条例を受けての規定ですから、職員の範囲というのは一般職の職員ですよ。

○教育次長兼教育総務課長

はい。対象は一般職員のみとなります。

○教育長

そうしたときに、教育委員会の関わる職員の範囲というのは、学校関係はどうなるんですか。

○教育次長兼教育総務課長

こちらは、あくまでも事務局職員ということで対応しておりますので、教職員に

については、この規定では対象外となります。

○教育長

改めて規定を見たときに、その区分けがきちんと必ずしも規定されていないので、それは念のため確認したほうが私はいいと思っていますけど。

○教育次長兼教育総務課長

はい。そちらのほうは再確認をさせていただきたいと思います。

○教育長

ちょっと細かい内容ですので、利害関係者とか事業者とか、それぞれ定義を受けてますので、意識の啓発等、具体的な中身をきちんと職員が把握しなければいけないので、きちんとした研修をやっていく必要があると考えているところでございます。

そのほかございますか。

[「なし」の声あり]

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告第21号、令和元年第3回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）及び議案第41号、取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、関連がございますので一括して議題といたします。

本件についての説明を岡本文化芸術課長お願いします。

○文化芸術課長

それでは報告第21号、令和元年第3回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったので、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨の回答をしたことを報告いたします。

3ページをお開きください。提案理由ですが、報告第21号と、次に説明いたします議案第41号とも次の理由となります。取手市アートギャラリーが取手駅北土地区画整理事業の実施に伴い一時休止しておりましたが、取手駅西口駅前の商業ビル内に移転し再開するため、条例の一部を改正するものです。41号は規則を改正するものとなります。

4ページをお開きください。この条例は、アートギャラリーと市民ギャラリーについて定めたものですが、3月にアートギャラリーが休止したことで、アートギャラリーについての項目を削除いたしました。今回の改正では、削除した項目について、新ギャラリーに合わせた内容で追加し、改正するものとなります。

本日は一緒に資料をお配りさせていただきました。こちらの9月発行の葉と、こちらの図面ギャラリーの部分を大きく拡大したものとなりますので、こちらもお覧ください。7ページをご覧ください。6ページ、7ページで、取手アートギャラリーの記事と、それから駅ビル4階のアート拠点「たいけん美じゅつ場」ということで、こちらのほうの施設の御案内を掲載しております。

最初に、条例の第2条で、新アートギャラリーの位置をこちらの「たいけん美じゅつ場」の中にギャラリーを置くということで中央町の住所にしております。第3条では、利用の承認。第4条で、使用料について定めております。

使用料につきましては、こちらの6ページにもアートギャラリーのギャラリースペースが載っているんですが、こちらを大きくしました図面を見ていただきますと、左からギャラリーが3つに分かれておりまして、左側アートギャラリー1、195.95平方メートルありますけれども、1日当たりの使用料が3,500円。ギャラリー2につきましては95.01平方メートルですが、こちらは500円としております。こちらの点線部分につきましては扉がありません。壁もありませんので、オープンスペースという形になっておりまして、こちらのほうは展示もできますし、展示のないときには、こちらのギャラリー1とか3に入っていく場所になります。アートギャラリー3につきましては117.98平方メートルで、こちらは1日当たり2,000円となります。市外の方は料金が倍になります。

貸し方の基本としましては、1、2、3を全体で貸し出すというのが基本の形をとりたいと思っておりますので、ただ展示の数によって少ない場合にはギャラリー1だけ、ギャラリー3だけというような貸し方をしようと思っております。2はオープンスペースになっておりますので、1と3の出入り口にもなりますので、2だけ単独で貸すことは考えていません。そのような貸し方をしようと思っております。条例のほうでは、使用料まで別表1で決めております。

続きまして、議案第41号を説明させていただきます。こちらの今回の改正なんですが、やはり3月に削除した項目について、新ギャラリーに合わせた内容で追加し、改正するものとなります。こちらでは第2条で、1ページですが、開館時間と休館日など。それから、第3条で利用の申請。それから、2ページの第4条で、利用の承認。それから第5条で、利用順位等。3ページですが、第7条で利用時間について定めております。改正に伴う利用承認申請書などの様式についても変更しております。様式は5ページからとなります。

説明は以上となります。御審議よろしくお願ひいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願ひをいたします。

○小谷野委員

使用料の件なんですけど、この辺の定めた基本的なものというのはどういうふうな状況だったんでしょうか。

○文化芸術課長

今までのアートギャラリーきらりがA・Bと2区画に分かれていましたが、1日当たり4,380円という金額でした。他市の状況を見ますと、土浦とか柏とか、ほとんどが1万円を超えるような1日の使用料です。取手市のギャラリーも駅ビルに入るといって、とても経費がかかるということは事実なんですけど、その経費を割

り返したときに出す金額ですと、やはり他市のような金額、それを超えるような金額になってしまう可能性もあるので、なるべくたくさんの方に利用していただきたいということを考えて、経費の負担を抑えてもらえるような設定を考えました。それと、平成29年に使用料の値上げをしております、そのときも29年ですから、まだ何年もたっておりませんので、激変緩和措置1.2倍以内ということで、今回の使用料に決定したいと思っております。

○山下委員

これは広さで値段が変わってるんですかね。

○文化芸術課長

先ほどお伝えしたように、経費から割り返すととても金額が合わないのですが、広さによって、1のほうがちょっと大きいので、そちらで面積割合で出しています。大体1日当たり6,000円という設定も4,380円から1.2倍以内ということで最初に考えまして、そこから面積で割り返して出したような形です。2については500円と、とても安い金額なんですけれども、壁で仕切っていないオープンスペースになっておりますので、1、2、3全体を使っただけであれば2も展示でも使えるという使い方してもらおうと1日6,000円という設定です。面積が影響しております。

○山下委員

もし小・中学生とか高校生あたりが作品をやった場合は、減免とか何かそういうのはかかるんですか。

○文化芸術課長

実際に小・中学校作品展とか、科学展もそうですけれども、きのうまで科学展やっておりましたけれども、市も一緒にやっているという形で、市の展示という形をとっております減免にしております。

○教育長

今のはどこで読むことができますか。規定の話なので、念のため確認させていただきます。

○文化芸術課長

使用料の免除につきましては、規則第9条にあります。小中学校の作品展は市の主催という形になっておりますので、減免の申請とかはしていただけていないです。1つの学校単独でやる場合には、減免の申請をしていただく必要が出てくると思いますが、全校対象の場合は市の主催という形にしております。

○山下委員

学校の場合は減免をすると。個人でやる場合も減免はきくんですか。

○文化芸術課長

子どもたちが個人でですか。個人でギャラリーを使いたいということであれば、小中学生だからといって減免規定はありません。学校単位という形になります。

○山下委員

美術関係だけでなくもいいんですか、科学の発表会とか。そういうのも利用できるわけですか。

○文化芸術課長

小中学校の科学展、3日間開催したんですけれども、今回はギャラリーが閉鎖しているの、ウェルネスプラザで開催したんですが、そういう展示も市と一緒にやっています。

○山下委員

そうすると、その使用の幅は広がっているというか、美術だけではないということ
でとらえていいんですね。

○文化芸術課長

一般の展示は、美術作品の展示という形でお願いしたいと思います。

○山下委員

書道なんかもあるじゃないですか。

○文化芸術課長

書も大丈夫です。

○教育長

そのあたりは条例とか規則で触れているところはないんですか。

○文化芸術課長

今回は変更部分しかこちらには載ってないんですけども、大もとの条例には、
展示を目的とした作品ということになります。

○山下委員

公民館なんかで生け花の展示とかありますよね。ああいうふうに幅を広げてとら
えていいんですかね。

○文化芸術課長

ただ、水を使うものは、ギャラリー内で今までも実施していません。

○山下委員

そういう盛んにやっていたらっしゃる方は、駅のところでやりたいと思う人はたく
さんいるんじゃないかなという気がするんですよね。着物作品とか、そういうもの
も今盛んにやっていたらっしゃる方がいるじゃないですか。

○文化芸術課長

駅の隧道にある東西連絡通路のギャラリーでもいろいろ展示しているんですが、
あちらも水を使った展示はできないんですが、藤代駅のギャラリーは水を使った盆
裁とか、そういう展示はしているので、いろいろ目的というか、自分たちがどんな
作品をつくっているかというものによっては、展示の場所も変えてお願いできれば
と思っております。

○教育長

よく見ると、条例名はアートが入ってないんですよ。

○文化芸術課長

アート入っています。取手アートギャラリーです。ギャラリーというのは、市民
ギャラリーとアートギャラリーを合わせてギャラリーという言い方をしております
ので、今回、ギャラリー両方入っていますので市民ギャラリーの変更はないんで
すが、アートギャラリーの変更をしたことで、条例名はギャラリー両方含めてギャ
ラリーという言い方をしております。

○教育長

この新しくできるものはアートが入っているから、アートの範疇の中のギャラリ
ーということなんでしょう。

○文化芸術課長

元々宇田川ビルにありました「きらり」も取手市アートギャラリーという正式名
称です。通称名を「きらり」と言っていましたけど、変更はしてないです。元の条例

に戻して、住所と使用料を変更したという内容になっています。

○教育長

いずれにしても、こういった形で使えるか非常に興味が出てくると思うので、その辺市民が使いやすいように。これは市内外ですよ。

○文化芸術課長

そうです。12月のオープンを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○櫻井委員

すみません、条例のほうの第3条2項第1号、取手アートギャラリーを美術に関する作品等の展示及び展示品等の販売以外の目的で利用するときは、承認をしないことができるかとあるんですが、今まできりり等でも販売というのは行っていたものでしょうか。また、販売というのはどのような、例えば画廊的な使い方をされるということまでお考えでしょうか。

○文化芸術課長

販売につきましては、きりりができた当初はあったそうですが、その当時だけで、現在は販売という目的で利用している方はいらっしゃいません。ただ、営利目的か否かということで判断をさせていただいて、自分の作品を販売したいという場合には、こちらでいろいろ確認をとりながら申請時に調整をしたいと思っております。

○櫻井委員

先ほど山下委員のほうからも、アートというのをどこまでとらえるかということで、市民の皆さんの中にはいろいろ自分がつくっているものを皆さんに見ていただいて、なおかつ販売もしたいというような、クラフト的なものもアートととらえるかどうかということもあると思いますので、営利につきましては、もし申し出がありましたら、ぜひその検討は緻密にさせていただきたいと思います。

○文化芸術課長

はい、了解いたしました。

○教育長

よろしく願います。事務局サイドから申しわけないんですけど、参考資料で手描きの配置図をつけていただいて、その配置がこれでよくわかったんですけど、エスカレーターで上がってきて、アートギャラリーの1と2がありますよね。この入口がセッティングされている壁というのは可動式なんですか。

○文化芸術課長

こちらのギャラリー1と3にある真ん中の壁は、可動式ではなく、固定の壁です。絵が展示できるようにピクチャーレールを設置した壁となります。

○教育長

エスカレーター寄りのこの面は固定なんですか。

○文化芸術課長

壁は全部固定の壁です。

○教育長

この点線になっているところは。

○文化芸術課長

壁はありません。

○教育長

可動式でもない。

○文化芸術課長

何もないです。

○教育長

では、アートギャラリー2がどこの範囲かというのは、見た目ではわからないのですか。

○文化芸術課長

床面でわかるように工事で、印でわかるようにします。ただ、こちらの「たいけん美じゅつ場」は、全体が「たいけん美じゅつ場」となりますが、床が同じような床でつくる予定ですので、わかるように、その部分だけ印がつくような形になります。

○教育長

構造上も改めて具体的に図で示していただければ。薬の6ページにありますけど、何かスケルトンみたいになっているのは、これはどのアングルからなんですか。

○文化芸術課長

こちらはイメージ図なんですけど、ギャラリー3のこの角の部分がガラス張りになります。3の角のところがガラス張りになりまして、ちょうどこれが、こちらのエスカレーターから入ってきて見えるところがこのイメージ図になります。左側の人立って絵を見ているところがオープンスペースという形になるところです。2になるところ。

○教育長

フリースペースもあって、非常に楽しみになりそうですよね。

そのほかございますか。

○櫻井委員

すみません、条例からちょっと外れてしまうかと思いますが、アートギャラリーが設備されるところに、ハレメクテラスというフリースペースがあって、そちらは主に学校帰りの高校生とかがいろいろ活用しているようなので、青少年相談員でも以前はまめにパトロールのときに見ていたんですが、今回、そこにギャラリーという形で入るといことで、セキュリティのほうはどのようにお考えでしょう。

○文化芸術課長

以前のハレメクテラスだったところは、こちらに図がありますように6番と書いてあるところ、緑の丸で6番書いてあるところが何か所かあるんですけども、ハレメクテラスのようなフリースペースになる予定です。

セキュリティに関しましては、ギャラリーに関しては、それぞれの部屋に鍵を付けますが、全体のほうはボックスヒルの防災センターが2階にありますので、こちらのほうで一括で管理していただくようになります。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○教育長

これ、施行はいつからなんですか。4カ月と書いてありますけども。

○文化芸術課長

駅ビルの4階が閉店というか、お店のほうをいろいろ撤去したり移動したりとかしたのが5月末だったんですけども、6月にそちらのほうの撤去、いろいろ物を出

したりとかしてまして、9月から工事が始まっております。10月いっぱいまで工事が完了して、11月には引き渡しをしていただけるということで、備品の搬入などをしながら、内覧会も予定はしておりますので、オープンの準備をその時期にしたいと思っております。

○教育長

施行規則そのものは、教育委員会の規則ですか。施行日をいつに設定するんですか。

○教育総務課主事

事務局から補足させていただきます。2ページ、条例の付則をご覧くださいんですが、「この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。」となっております。その後、条例に関して施行日を定める規則というのを市長部局で制定する形となっております。それに対して、この施行規則の施行日なんですが、最後17ページ、「この規則は、取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。」となっております。今後、条例の施行日を定める規則を定めて、それに今回の施行規則の一部改正の期日を合わせるという手法をとっています。

○教育部長

その予定日はいつになりますか。

○文化芸術課長

半年前から予約ができるということで、半年前10月1日と考えていましたが、その施行日をそこに設定しなくても、準備行為という形でできるということなので、ギャラリーが完成してから、1月にしようと思っております。

○教育総務課主事

ギャラリーが完成していないと施行できないので、それに合わせる形になりますので、状況を見て施行日を定める規則を制定するという形です。

○教育長

日程の関係もあるでしょうから、その予定もまた後でお知らせしていただければと思います。

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

それでは、一括議題となっている2件について順次採決をいたします。

お諮りいたします。報告第21号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第21号は、報告のとおり承認をいたしました。

続いて、議案第41号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告第 22 号、令和元年第 3 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の同意について）を議題といたします。

本件について、各担当課長の説明を求めます。石塚次長兼教育総務課長、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

報告第 22 号、令和元年第 3 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の同意について）を説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったので、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨を回答したことを報告いたします。

資料の議案第 59 号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の抜粋を御参照ください。教育費につきまして、歳入歳出の順で各担当課長より御説明申し上げます。

○学務給食課長

学務給食課の三浦です。令和元年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）について、歳入から御説明いたします。資料 9 ページをお開きください。使用料の市立幼稚園保育料（保護者負担分）は、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い、藤代幼稚園の保育料が無償となるため 57 万 4,000 円を減額しております。

○文化芸術課長

文化芸術課、岡本です。アートギャラリー使用料でございます。令和 2 年 4 月から貸し出しをするアートギャラリーの使用料 17 万 4,000 円を計上するものでございます。

○学務給食課長

学務給食課の三浦です。10 ページ、県補助金の子ども・子育て支援事業費補助金は、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、必要となる事務費相当分の経費として、県からの補助金 131 万 5,000 円を計上しております。

○指導課長

指導課、浅野でございます。県委託金のオリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金、こちらはオリンピック・パラリンピックの普及推進を図るため、オリンピック・パラリンピック教育推進事業推進校に山王小学校が選出され、委託金決定通知を受けたため、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金として 15 万円を計上するものです。

同じく、スクールライフサポーター配置事業委託金です。小中学校における児童生徒の不登校状態の解消及び不登校問題の未然防止を図るため、不適応傾向や不登校にある児童の相談相手や家庭訪問を実施するスクールライフサポーターを市内小学校 2 校に配置する事業を県から委託されたことから、スクールライフサポーター配置事業委託金として 28 万 7,000 円を計上するものです。

○教育次長兼教育総務課長

教育総務課、石塚です。ページをめくっていただき、11 ページの基金繰入金、

公共施設整備基金繰入金でございます。令和2年に埋蔵文化財センターの防水工事、空調設備改修工事及び自動ドア改修工事を予定していることから、今年度、実施設計を行いたく、その業務委託料に充当するため公共施設整備基金繰入金1,680万円増額補正のうち150万円を計上するものでございます。

○学務給食課長

学務給食課の三浦です。諸収入、学校給食費の幼稚園給食代は、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、幼稚園給食代のうち副食費が無償化の対象となる園児がいるため14万7,000円を減額しております。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課、長塚です。その下段、グリーンスポーツセンター利益還元金でございます。指定管理者の平成30年度決算が確定したことによりまして、指定管理者と締結しております基本協定書第28条の規定に基づき、市に支払われます利益還元金289万8,000円を計上しております。

○教育次長兼教育総務課長

教育総務課、石塚です。同じく、教育長給料返納金（過年度）でございます。前教育長より、市立中学生女子生徒の自死事案に対してみずからの責任をとるため、在職時給料月額10分の1、12月分相当分を自主返納したい旨の文書による申し入れがあり、これを受け入れ、教育費雑入として78万9,000円を計上するものでございます。

○文化芸術課長

文化芸術課、岡本です。12ページの市債、アートギャラリー整備事業債は、12月中にボックスヒル取手店4階にオープンする取手アートギャラリーの備品購入費に充当するため350万円を増額補正するものです。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課、長塚です。同じく、放課後子どもクラブ整備事業債は、高井小学校の放課後子どもクラブ専用施設の新築工事を令和2年度に行うため、新築工事の実設計業務委託料に210万円を充当するものです。

○教育次長兼教育総務課長

教育総務課、石塚です。続きまして、歳出を御説明いたします。15ページ下段をご覧ください。学校施設整備基金積立金でございます。引き続き、児童生徒の安全で快適な学習環境を目指し、所要の学校施設の整備をするため、学校施設整備基金積立金として5,000万円を増額補正するものでございます。

○指導課長

指導課、浅野です。16ページ、教育総合支援センターに要する経費でございます。小中学校における児童生徒の不登校状態の解消及び不登校問題の未然防止を図るため、不適応傾向や不登校の児童の相談相手や家庭訪問を実施するスクールライフサポーターを市内小学校2校に配置する県委託事業に係る経費として28万7,000円を増額補正するものです。

次に、オリンピック・パラリンピック教育推進事業に要する経費でございます。オリンピック・パラリンピックの普及推進を図るためのオリンピック・パラリンピック教育推進事業推進校に山王小学校が選出され、委託決定通知があったため、その事業に係る経費として15万円を増額補正するものでございます。以上です。

○学務給食課長

学務給食課の三浦です。19 ページ上段の幼児教育・保育の無償化に要する経費は、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、必要となる事務費及び私立幼稚園施設等利用給付金等、総額で3,224万7,000円を計上しております。

○文化芸術課長

文化芸術課，岡本です。20 ページ，アートギャラリーの管理運営に要する経費でございます。こちらは，ボックスヒル取手店4階に12月にオープンする，取手アートギャラリーの必要経費を計上するものでございます。主な経費は，施設の賃借料，パネルなどの備品購入費，オープニングの企画展委託料と合わせまして1,520万4,000円を増額補正するものでございます。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課，長塚です。放課後児童対策事業に要する経費でございます。現在，高井小学校の放課後子どもクラブは，校舎内にある2つの余裕教室で開設しておりますが，ゆめみ野地区の人口増加に伴い，高井小学校の児童数が急激にふえており，今後，一般教室を確保するため学校の敷地内に新たに放課後子どもクラブ専用施設が必要となります。放課後子どもクラブ専用施設の新築工事を令和2年度に行うために，新築工事の実施設計業務委託料としまして280万円を増額補正するものです。

○教育次長兼図書館長

図書館，大手です。図書館管理運営に要する経費でございます。施設の老朽化に伴い，今年度当初から取手図書館のトイレや空調設備など緊急に発生した修繕への対応について，現行予算を先食いする形で対応したため，今後の執行が見込まれる修繕費の不足分52万円を増額補正するものでございます。

○教育次長兼教育総務課長

教育総務課，石塚です。21 ページ，埋蔵文化財センター管理運営に要する経費でございます。埋蔵文化財センターは，平成11年の開館以来20年が経過し，施設の経年劣化が進んでおります。今年度に入り，雨漏りが悪化するとともに，空調設備の不具合が発生したため，外壁等の防水工事，空調設備の更新及び劣化の著しい自動ドアを含めた改修工事を令和2年度に行いたく，その工事実施設計業務委託料として170万円を増額補正するものでございます。

○学務給食課長

学務給食課の三浦です。ページをお戻りいただき5ページ，第2表，債務負担行為補正をご覧ください。小文間地区スクールバス運行業務委託でございます。期間は，令和元年度から令和6年度まで。限度額は3,972万円です。令和2年4月から業務委託を行うために，契約の準備行為を行うため，債務負担行為を設定するものです。

以上で，教育費関係予算についての御説明を終わらせていただきます。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

本件について質疑，御意見がございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

教育総合支援センターに関する経費について，スクールライフサポーターということで市内2校に配置するということを予定されておりますが，こちらはどこの学

校というのはもうお決まりでしょうか。

○指導課長

こちらは取手東小学校と取手小学校の2校になります。

○櫻井委員

そちらにお決まりの経緯というのは。

○指導課長

こちらの事業のほうが、県の不登校解消支援に関する加配校の学区の小学校ということになっております。取手一中のほうに加配が入っている関係から、そちらのほうが対象校となっております。

○櫻井委員

ありがとうございました。もう1点、最後に説明がありました小文間地区スクールバス運行業務ということで、こちら令和2年からスクールバスが運行されるということで、現在は運行されていないということでもよろしいでしょうか。

○学務給食課長

現在も運行しております。前回は26年の9月に補正しまして、前回の期間が26年度から31年度までの期間になっております。令和元年までという期間になっております。

○櫻井委員

では、確認ですけど、こちら新規というよりも継続事業としてということでもよろしいでしょうか。

○学務給食課長

はい、そうです。27年4月に取手東小が統合してできましたので、その関係で小文間地区からスクールバスを出しておりますので、27年4月から運行しております。今回は継続というような形になっております。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

○山下委員

高井小学校の放課後子どもクラブの整備、これは新設なんですかね。

○スポーツ生涯学習課長

こちらは、学校敷地内に新たに建築することになります。新設になります。

○山下委員

経費は200万ぐらい。

○スポーツ生涯学習課長

はい。この280万円の経費につきましては、実施設計にかかる経費ということで、建設については、今後となります。

○山下委員

ですよね。これでどんなクラブが建つのかなと心配していたんですけど。はい、すいませんでした。

○スポーツ生涯学習課長

概算なんですけれども、新築工事の経費につきましては、約1億円を予定しています。

○山下委員

運動場の中につくるんですよね。敷地はあるんですか。

○スポーツ生涯学習課長

暫定の建設予定地ということでは、高井小学校校舎の前ののり面があるんですが、その坂の下の駐車場の部分で暫定的に建設予定地として考えています。

○山下委員

土手につくるんですか。

○スポーツ生涯学習課長

土手というか、土手の下の駐車場です。

○山下委員

グラウンドではなくて、駐車場の空きのところ。グラウンドはいろいろと子どもたちの運動する場所なので、もうすぐ何でもグラウンドをつくってしまうんですが、やっぱり確保してもらいたいなと思って、特に高井小は上から見るとすばらしい景色だし、非常に恵まれている所だから、グラウンドにでもつくるともったいないかなと思っています。

○櫻井委員

アートギャラリーの件ですけれど、こちら管理委託料が計上されておりますが、指定管理者のほうはもうお決まりでしょうか。

○文化芸術課長

指定管理ではなく、市からシルバー人材センターに今までどおり3月まで委託する経費となっております。

○教育長

よろしいですか。ほかにはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは、私からちょっとお願いなんですけど、この補正のほうで無償化の経費もあるので、無償化の仕組みをここで説明してもらったほうがいいのかなと思ったので、それを説明してもらえますか。資料も用意してもらったので、ここで幼児教育・保育の無償化について説明をお願いします。

○学務給食課長

では、幼児教育・保育の無償化について。本日なんですけれども、資料のほう2部お配りさせていただきました。まず1つがA4サイズ1枚なんですけれども、左上に保護者の皆さんへと書いてあります。それで、真ん中に幼児教育・保育の無償化について。もう1つが、このカラー刷りのやつなんですけど、8ページで構成されているものなんですけど、まず、こちらA4の1枚のやつにつきましては、うちのほうで作成しまして、藤代幼稚園に配付しているものでございます。それで、こちらのカラー刷りのほうなんですけども、こちらは子育て支援課で作成しまして、藤代幼稚園初め市内外の幼稚園、保育所等、関係するようところに配付している状況でございます。

それでは、こちらのカラー刷りのほうで御説明させていただきたいと思います。まず1ページをお開きいただければと思います。こちら、1ページなんですけども、こちらは市内にあります公立保育所から一番下まで、私学助成の幼稚園、こちらまで市内の施設が掲載されております。そのうち、教育委員会学務給食課のほうで管

轄しているのが現在のところ、下から2番目の藤代幼稚園、あと1番下にありますつつみ幼稚園、こちらがうちのほうでやってまして、それ以外のものにつきましては、子育て支援課のほうで管轄しているような状況でございます。無償化についても子育て支援課のほうで、この上の部分につきましては事務を執り行っているような状況でございます。

まず、藤代幼稚園について御説明させていただきたいと思います。藤代幼稚園、5ページになりますので、こちらのほうをお開きいただければと思います。まず今回、幼児教育の無償化なんですけども、大きな柱としまして保育料の無償化、それと通常保育が終わった後の預かり保育というのがございまして、延長保育みたいな形なんですけども、その無償化。あと、給食の副食費の無償化、大きな柱になるのが3本立てとなっております。

まず1としまして「保育料および預かり保育利用料」としてございますが、保育料と預かり保育の対象クラス、こちらのほうが記載されておりますが、対象は満3歳児から5歳児の方が保育料が一律無償化になります。藤代幼稚園に限定しますと4歳クラスと5歳クラスしかございませんので、藤代幼稚園に来園していれば無償化の対象となっております。預かり保育、こちらにつきましては、保育が必要な認定があれば、条件が付きまして、それがあれば無償化の対象となってきます。対象児も満3歳から5歳までが対象になります。

預かり保育の要件なんですけども、2のほうに書いてありますとおり、1日4時間、月16日以上就労・就学が必要になってきたり、求職活動をしている方、あと妊娠中とか出産後間もない方とか、そういった方が、まず預かり保育の認定を受ければ無償化の対象となってきます。それで、無償化の預かり保育には、実は上限額がございまして、利用日数によって、金額が変動するんですが、月の上限が3歳から5歳の場合は月額が1万1,300円になりまして、満3歳児、2歳児と書いてあるんですけども、3歳以上の場合は1万6,300円になります。それで、こちらが上限になりまして、あと、この金額を上回った場合につきましては、保護者の方が無償化ではなくて実費になってきます。日によって上限額も決まっております。国で450円というような、金額のほうを定めてまして、利用日数と1万1,300円を比較して、少ないほうが無償化の条件となっております。

それで、3番の副食費、おやつ等なんですけども、給食は主食と副食という形で分けることができます。それで、主食につきましてはご飯、麺、パンといったものが主食になりまして、それ以外のものが副食という形になってきます。こちらにつきましては、世帯の年収によって無償化になる方とされない方が出てきます。まず、年収が360万円未満相当の世帯の子どもであれば、この副食費は無償化の対象になります。この年収360万円未満相当の世帯というのが市民税の所得割をもとに算出しまして、7万7,100円以下の世帯であれば、無償化の対象になります。それと、副食費の無償化の対象になるのは、年収にかかわらず、第3子以降のお子さんが在園している。この第3子のカウントの仕方が、こちらにもありますとおり小学校3年生の就学前までの範囲で、3年生が一番最初に第1子としてカウントしまして、その3番目のお子さんが幼稚園に通っていれば、副食費は無償になります。

それで、副食費の出し方なんですけども、藤代幼稚園につきましては給食センターの給食を今提供しております。こちらの主食1食当たりの単価から、年間提供回数をかけまして、主食ごとに計算した年額を全て足して主食代の年額を出していま

す。そして、主食代の年額を給食実施月数で割ったものが月額的主食代となりまして、月額の給食費から主食費を差し引いた金額を副食代として計算しています。それで、ちょっとややこしいんですけど、こちらA4の紙のほうに実際に藤代幼稚園の副食代、主食代と、表の真ん中よりちょっと下のほうの部分なんですけども、こちらのほうに年少、年長によって給食の提供回数が違うものですから、副食の金額が違ってくるんですけども、ざっくりの目安としましては、これぐらいの金額が副食代の金額になっております。

給付の方法としまして、4番目としまして保育料及び免除対象者の副食費は、現物支給となるため、保護者が保育料、副食費を園に別途支払う必要はございません。預かり保育につきましては、償還払いとなるので、いったん保護者の方が払っていただいて、それを後から保護者に戻すような形になります。

現物給付、償還払いという用語の説明なんですけども、2ページのほうにございまして、一番下のところ、給付方法の用語解説とございまして、現物給付としまして保育施設等を利用する人が費用の支払いをせずに受けた保育サービスに対して、各施設が市から無償化対象分の費用の支払いを受ける方法。こちらの現物給付は、保護者の方がいったんお金を払わなくていいよという形になります。

その下の償還払いというのが、保育施設を利用する人が費用を支払うことで受けた保育サービスに対して、その費用を市に請求し、利用者が市から無償化対象分の費用を還付してもらう方法ですので、こちら償還払いというのは、いったん保護者の方が払っていただいたものを市から保護者の方に対してお金を戻す方法になっています。

こちら現物給付、償還払いにつきましては、する・しないというのは、市町村がその市町村の実情に応じてどちらでもいいよと、判断するというところに今現在なっていますので、藤代幼稚園に関しましては保育料と副食費は現物給付、預かり保育につきましては償還払いという形になっています。

6ページのほうの私学助成の幼稚園利用者、新制度未移行幼稚園なんですけども、こちらは市内ですとつつみ幼稚園のみがこちらに該当します。市外には、もう少し守谷のほうとか、ほかのところには新制度未移行の幼稚園がございしますが、市内ですと、つつみ幼稚園のみとなります。こちらにつきましては、実は違いが1のところの保育料とあるんですが、藤代幼稚園と違うところは保育料の上限がございまして、保育料の無償化、無償化と言われて、皆さんも無償化になると思っているかとは思いますが、実は上限があって2万5,700円、こちらが上限になりまして、例えば2万6,000円の保育料で通ってる場合は、保護者の負担が300円出てくるというような形になります。つつみさんは2万5,700円よりも下の保育料ですので、保護者の負担というのは発生はしません。

それと、藤代幼稚園との違いが4番の給付の方法としまして、こちら新制度未移行の幼稚園につきましては、保育料免除対象者の副食費・無償化の預かり保育の利用料は全部償還払い。いったん保護者の方に払っていただいて、後からその分をお返しするという方法をとります。償還払いのほうなんですけども、国のほうで示しているのが年4回ということですので、今のところ半年で2回を考えております。

○教育長

幼児教育・保育の無償化について説明をいたしました。

ただいま説明を各課からしました。再度確認いたしますけれども、そのほか質疑、

御意見ございましたら。

○櫻井委員

申請に必要な書類についてなんですけど、例えば、預かり利用料の保育が必要な認定を受けるには、資料を一月前までに市に認定申請が必要です。また、つつみ幼稚園さんだけ保育が必要な認定、こちらの申請書ですけど、書式の変更等はございますか。

○学務給食課長

書式なんですけど、このたび国のほうで新たに作成していますので、そちらの様式を用いて行っております。それで、預かり保育に関しましては、預かり保育の申請用紙がございまして、通常の保育の申請につきましては、その用紙がございます。預かり保育につきましては、それにプラス就労証明、保護者が就労しているということであれば、御両親の就労証明をつけていただくような形になります。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

[「なし」の声あり]

○教育長

それでは、よろしいでしょうか。また何かありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第22号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第22号は報告のとおり承認いたしました。

次に、報告19、平成30年度取手市一般会計（教育費）の決算についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

○教育部長

それでは、御説明いたします。皆様のお手元に決算報告書という厚い冊子のほうですが、平成30年度決算報告書、こちらをご覧くださいと思います。

一般会計の教育費の決算ということでございますけれども、ごく簡単に市の歳入の状況と、それから歳出の決算もかいつまんで説明させていただきます。

まず、歳入の簡単な報告をさせていただきます。7ページをご覧ください。平成30年度の一般会計の歳入の状況ということで、昨年度29年度と30年度の比較をした表です。決算報告書の7ページです。大丈夫でしょうか。この中で特に目立つのは、増減の大きいところをちょっと申し上げますと、市税で約5億円の減、地方消費税交付金は増になっておりますけれども、それから市債で増、その他で5億円の減ということで、昨年度決算額が386億8,052万5,000円となりまして、前年度と比較すると3億8,323万4,000円の増。1.0%の増ということでございます。

この中で、税の話をしただけさせていただきます。決算報告書の13ページをちょっとお開きいただけますか。13ページの下段の表で、①市税収納状況（現年課

税分) というところがあると思います。このうち、表の税目で市民税の個人市民税の欄をご覧ください。こちらは昨年と比較しまして、景気の緩やかな回復基調が続いているということで、収入済額が前年度比 2,768 万 3,000 円増の 56 億 7,391 万 2,000 円という状況でございます。その下の法人市民税のところをご覧ください。こちらは市内大手企業の業績の悪化によりまして、収入済額が前年度比 3 億 6,998 万円の減ということで 14 億 360 万 6,000 円となりました。

次に、その下に固定資産税もございます。固定資産税の土地は、土地の下落等による影響で減となりましたが、家屋のほうは評価替え、これ 3 年に 1 回なんですけれども、評価替えの年は減ということになります。さらに、償却資産につきましても市内大手企業の工場の取り壊しというものがございまして、設備の減少によりまして減。全体で固定資産税の収入済額が前年度より 1 億 2,940 万 8,000 円の減という状況で、税の全体像を見ますと、法人市民税がかなり減になっているというところがございます。この法人市民税の減を、先ほど市債のほう、借入金なんですけれども、あちらが 11 億伸びているというお話をしましたけれども、この法人市民税の減収の部分で減収補てん債という借り入れの方法で補てんしているという状況で、歳入につきましては、やはり歳入の根幹となります市税というものが、財政運営していく上では非常に重要な税目でございます。この辺の景気がどんどんどんどん上昇していくというものが期待できればいいんですけれども、なかなかそういう状況になっていかないところがございます。歳入については、そういう状況でございます。

次に、歳出のほうを簡単に御説明しますけど、全体像です。決算報告書の 366 ページと 367 ページをお開きください。平成 21 年度から 30 年度までの歳出の決算状況が載っております。367 ページの一番右側の欄です。平成 30 年度の一番下の合計欄が 378 億 5,500 万円の歳出決算です。そのうち教育費、ちょうど真ん中ぐらいになりますかね、教育費が 52 億 4,988 万円の決算額で、この全体に教育費の占める割合が 13.9% です。何が一番大きいかといいますと、上から 3 行目、民生費です。民生費が 147 億 9,000 万ということで、全体の 39.1% を占めています。民生費は何かと申しますと、就学前のお子さんに対する経費、それから高齢者、障害者の方、それから生活保護ですとか、そういったものが民生費に分類されるものです。

10 月から消費税が 10% になるということですが、5% から 8% になったとき、それから 8% から 10% になったときの地方消費税は、主にこの民生費にある社会保障関係経費に充てなさいというのが国の指針で示されているもので、そういったところにその財源が充てられているという状況でございます。全体の教育費の占める割合が 13.9% ということで、結構、かなりの割合を教育費が占めているという状況でございます。

この 30 年度の決算を財政指標みたいなことで、どういう状況なのか、取手市ってどういう位置にあるのかなというのを示したものを簡単に御説明しますけれども、387 ページをご覧ください。387 ページの一番上の表に、平成 21 年度から経常収支の推移というのがあると思います。経常収支比率というのが財政の指標を示すのによく用いられるものです。要するに財政の構造が硬直しているのかどうなのか、弾力性を判断するための比率です。この経常収支比率が高いほうが悪いです。低ければ低いほどいいという状況で、平成 30 年度は一番右のほう、経常収支比率 96% となっています。これは、茨城県内の 44 市町村中ワースト 4 位という状況です。過去には、平成 21 年度の 98.2%、それから 28 年度が 96.2%、これ県内では残念

ながらワースト1位という状況です。なぜ、こういうことが起こるかという、先ほど言ったように歳入の根幹であります税の問題、これが本当に税が潤沢にあれば、こういう財政指標というのは上がってくるんですけども、今の取手市の財政状況というのはなかなか厳しいような状況でございます。簡単に歳入の全体像と歳出のお話をさせていただきました。

これから、教育費に関する御説明をさせていただきます。個別の内容になってまいります。それでは、決算報告書の229ページからお開きください。教育費の個別の事業について御説明を申し上げます。229ページ、教育情報機器整備に要する経費1億2,028万9,000円でございます。こちらは、主に教育センターシステムのクラウド使用料3,446万3,000円、教職員用パソコンの使用料で1,863万9,000円。それと、校務支援システム使用料999万2,000円となります。こちらは、教職員が校務事務を円滑に行うために、教育委員会と学校が情報を共有する教育情報ネットワークを構築し、事務の効率化と個人情報保護を図ってまいりました。

次に、決算報告書の230ページをお開きください。いじめ防止対策に要する経費1,103万2,000円は、主にスクールカウンセラー報酬423万円、スクールソーシャルワーカー報酬118万8,000円、教育相談員報酬122万4,000円。それから、消耗品で179万5,000円とあるんですけども、このうち学校集団アセスメント、いわゆるQUテストの実施で173万3,000円となります。教育総合支援センター内に平成30年度に設置しましたいじめ対策推進室に、専属のスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、教育相談員を配置することで、児童生徒、保護者の方がいじめについて相談しやすい環境というものを整備してまいりました。あわせて、命の授業講演会委託料ですとか、いじめ防止アプリ「ストップイット」の導入によりまして、いじめの未然防止、早期発見に努めたところでございます。

次に、決算報告書231ページの教育振興に要する経費5,572万6,000円は、主に英語指導助手業務委託料4,924万8,000円及び理科教育用教材備品購入費174万9,000円となります。英語指導助手業務委託料は、平成30年度より英語指導助手を1名増員し、小中学校に計12名配置することで、児童生徒の英語教育の充実を図ってまいりました。

次に、232ページの教育総合支援センターに要する経費2,545万6,000円は、主に教育相談員7名の報酬856万8,000円及び子どもと親の相談員12名の謝礼461万7,000円となります。また、そのほか、空調設備設置工事や相談室の改修工事を行いまして、教育総合支援センターにおける環境の整備のほか、いじめや学校に関する悩みを抱えた児童生徒、保護者への対応、それから不登校の児童生徒に対する学習面、人間関係の面で支援を行ってまいりました。

次に、決算報告書237ページをご覧ください。小学校の管理に要する経費2億2,503万9,000円は、主に用務員、学校司書、教育補助員及び学校活性化TT非常勤講師の賃金で、合計で1億200万円。それから、消耗品や光熱水費の需用費で9,453万7,000円となっております。永山小、取手西小、高井小、山王小、六郷小、それから久賀小にTT非常勤講師を配置しまして、個々に応じたきめ細やかな指導を行ってまいりました。また、教育補助員につきましては14校に100人の配置をしております。障害のある児童の生活支援を行いまして、教育環境のさらなる充実を図りました。

次に、報告書の239ページ、小学校コンピューター整備に要する経費4,556万

5,000円です。主にパソコン教室で1人1台の学習ができるタブレット型パソコンの使用料4,451万7,000円となります。タブレット型パソコンとデジタル教材を活用した授業を受けられる環境を整えることで、ICT教育の充実を図っております。

次に、決算報告書の240ページをご覧ください。小学校施設整備に要する経費7,807万4,000円でございます。主に体育館の改修工事1,097万2,000円、ブロック塀等改修工事1,378万6,000円、空調設備設置工事で3,396万6,000円。それから、小学校エレベーター改修工事648万円となります。老朽化が著しい白山小体育館アリーナ床の改修工事、それから昨年6月に発生しました大阪北部地震でのブロック塀倒壊による児童の死亡事故を受け、市で実施した緊急点検において注意を要すると判断されたブロック塀等の撤去、それからフェンスの新設工事を行いました。また、高井小学校、桜が丘小学校の児童数の増加や教室の配置変更に伴いまして、空調設備の増設や更新、それから取手小学校のエレベーターを現行基準に適應する改修工事を行いました。

次に、報告書の241ページ、小学校建設事業に要する経費9,338万7,000円は、主に六郷小学校旧校舎解体工事監理業務委託料で149万円、それから旧校舎の解体工事で9,167万円で、この老朽化した六郷小の解体、それから一部倉庫の新築工事を行いました。児童等の安全の確保や教育環境の改善を図っております。

次に、決算報告書の242ページをお開きください。中学校管理に要する経費7,017万8,000円は、主に消耗品、光熱費などの需用費4,427万2,000円。中学校2校の用務員の報酬で327万2,000円及び教育補助員、学校司書の賃金で651万9,000円となります。各学校に学校司書を配置し、より充実した学校図書館の環境整備を図るとともに、障害のある生徒の生活支援のため教育補助員を配置し、生活支援を行うことで教育環境の充実を図ってまいりました。

次に、報告書244ページ、中学校コンピューター整備に要する経費1,333万1,000円は、こちらも小学校同様、パソコン教室で1人1台の学習ができるタブレット型パソコンの使用料1,014万9,000円となります。パソコン教室にありますタブレットを普通教室や特別教室に持ち運べるということで、そういった環境整備を図ってまいりました。

次に、決算報告書245ページの中学校施設整備に要する経費1億3,133万1,000円は、主に中学校武道場非構造部材耐震改修工事監理業務委託料で315万3,000円、校内LAN改修工事2,589万8,000円、中学校武道場非構造部材耐震改修工事で8,936万3,000円。それから、ブロック塀等改修工事で467万6,000円となります。武道場非構造部材の耐震改修工事でございますが、取手二中、永山中、藤代中、藤代南中学校で実施しております。このうち、取手二中、永山中の武道場につきましては、老朽化した屋根や外壁等の改修工事も同時に行い、生徒等の安全面の改善や教育環境の充実を図りました。さらに、市内全ての中学校において、パソコン教室に設置したタブレット型パソコンを普通教室や特別教室でも活用することができるよう、無線LANの環境整備をいたしまして、ICT教育の充実を図ってまいりました。

次に、決算報告書246ページ、中学校建設事業に要する経費4億5,681万8,000円は、戸頭中学校校舎大規模改造工事、それから武道場非構造部材耐震改修工事で4億2,660万円、同改修工事の監理業務で982万8,000円、藤代南中学校校舎体育館大規模改造工事の実設計で2,039万円となります。戸頭中学校校舎の老朽化対

策を講じるとともに、来年度に向けて藤代南中学校の実施設計を行いまして、生徒の安全確保や教育環境の改善充実を図りました。なお、戸頭中学校の大規模改修工事において、無線LANの改修工事も実施しているところでございます。

次に、少し飛びまして、決算報告書 250 ページをお開きください。生涯学習推進に要する経費 383 万 7,000 円は、主に報告書の 251 ページから 252 ページにありますとおり、市民大学講座 5 講座、東京大学EMP特別講座 3 講座、市民大学特別講座 4 講座、特別講演会 2 講演に対する講師謝礼 128 万円となります。生涯学習に関わる活動の場を提供することにより、市民の学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、生涯学習の一層の推進を図ってまいりました。

次に、芸術関連の決算については、岡本課長より御説明いたします。

○文化芸術課長

それでは、文化芸術課所管の決算について説明いたします。決算報告書 253 ページから 254 ページの市民芸術活動の推進に要する経費 405 万 5,597 円です。こちらは、市民芸術活動の推進ということで、毎年恒例となっております文化祭、取手美術作家展、市民美術展などを開催いたしました。また、昨年初めての試みでした、市内の 7 校の高等学校の芸術教育の発表の場としてスクールアートフェスティバルを開催いたしました。たくさんの方に御来場いただき、文化芸術活動の活性化と向上に寄与することができました。

続いて、254 ページから 255 ページの市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 7,864 万 8,447 円です。こちらは、市民会館・福祉会館の管理運営につきまして、指定管理者制度により公益財団法人取手市文化事業団に管理運営を委託し、市民のニーズに応じた事業展開を図っております。また、昨年度は、市民会館の大規模改修工事により 7 月から 3 月まで休館となったために、指定管理料の額は例年より減額いたしました。また、福祉会館のエアコンは故障しているため、引き続きエアコンのリースで対応いたしました。

続きまして、東京芸術大学との交流に要する経費、こちらが 605 万 486 円です。東京芸術大学との交流事業につきましては、市内に東京芸術大学取手校地があるという環境を生かしまして、講師や大学院生、芸大生による小中学校での美術や音楽の指導、卒業・修了作品展における市長賞の授与、また、公民館等を利用してふれあいコンサートを開催しております。平成 30 年度からの事業として、小学生の親子を対象とした粘土の造形・コマ撮りを行い、本格的なクレイアニメを制作する講座を実施いたしました。製作された作品は、サイクルステーションとりでで実施しましたアートプロジェクト事業におきましても上映されました。これらの事業展開により、市民と芸大との交流を深めるとともに、質の高い芸術を提供することで、市民の芸術文化の振興に寄与しております。特にここ数年、ふれあいコンサートは多くの市民の皆様にご来場いただいております。

続きまして、決算報告書の 256 ページから 259 ページ、アートのあるまちづくり推進に要する経費 3,231 万 7,307 円です。こちらの事業ですが、イルミネーションは会場を藤代庁舎から藤代スポーツセンターとしまして、「和」をテーマに竹をモチーフにしたイルミネーションを制作いたしました。夏に、ランタンをつくるワークショップも開催いたしまして、その作品をイルミのパーツとして使用したり、点灯式当日も会場と同様のワークショップを開催しまして、点灯の合図と同時に来場者にランタンを点灯してもらうというプログラムを実施しました。

壁画制作につきましては、壁画によるまちづくり実行委員会が主体となり、国際コンペティションで選ばれた作品をJR取手駅西口擁壁に制作いたしました。この作品は、長さが約70メートルとなります。また、市民、東京芸術大学、取手市の三者が連携・協力し、特色ある芸術活動を行っている取手アートプロジェクトにつきましては、昨年度も2つのプログラム「アートのある団地」「半農半芸」を掲げ、プロジェクトを展開するとともに、芸術文化団体のアート活動をあっせんする事業や市民がアートを身近に感じられるような事業を藝大食堂や高須ハウス、いこいの+Tappinoを拠点に展開いたしまして、取手の文化芸術のさらなる発展を目指すプログラムを実施しました。

続いて、報告書の259ページから260ページです。市民会館改修事業に要する経費9億4,159万円です。こちらは建築後47年を経過して、老朽化が著しかった市民会館の耐震補強工事と大規模改造工事を行いました。耐震補強を各箇所に施したのを初め、外壁や屋根の塗装、駐車場の整備、客席のいすも全面的に入れかえまして、舞台設備の音響や照明設備も一新いたしました。利用した方からも、いすが座りやすくなったというお話とか、音響がよくなったというお話も聞いております。

続きまして、決算報告書の260ページ、アートギャラリーの設置に要する経費です。818万1,000円です。こちらは、駅ビル4階に移転しますアートギャラリーの施設を整備するに当たりまして、工事内容と工事費の費用を算出するための実施設計を行いました。

続いて261ページ、アートギャラリーの管理運営に要する経費663万6,057円です。こちらは、昨年度、アートギャラリーきらりにつきましては、市の主催事業及び一般の作品展を開催いたしまして1万1,088名の方に御来場いただきました。また、市民の皆様が作品の発表の場となっております取手駅市民ギャラリーの利用は54団体、藤代駅市民ギャラリーは32団体の利用がありました。今後も、市民の皆様がより身近に文化芸術に触れることができる機会や発表の場を提供し、またアーティストが個性豊かな創作活動を行うことができる環境整備に努めてまいりたいと思っております。文化芸術課所管は以上となります。

○教育部長

続きまして、決算報告書262ページの放課後児童対策事業に要する経費1億1,827万1,000円は、主に放課後児童支援員95名及び夏休み等の補助員52名の賃金、合わせまして1億317万9,000円となっております。市内の小学校に通う全児童を対象として、学校施設等を利用して遊びや体験学習などで自主的に過ごせる場所を設け、子どもの健全育成を図りました。

次に、報告書263ページの訪問型家庭教育支援事業に要する経費31万8,000円は、平成30年度の新たな取り組みとしまして、元校長先生4名を家庭教育支援チーム員として委嘱し、市校長会から推薦いただいた久賀小学校、桜が丘小学校の2校の小学校1年生の保護者に対して家庭訪問をいたしました。支援チーム員が個別の相談に対応し、各種の情報提供を行うことで、地域で支える家庭の教育力の向上を図りました。

263ページ、都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業に要する経費228万円は、平成21年に友好都市協定を締結している群馬県みなかみ町に25名の児童が夏と冬の2度訪問し、みなかみ町の児童との異年齢間交流を行いました。宿泊体験や自然体験を通じて、子どもの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心など、子どもの成長を支えるとともに、交流による地域間の相互交流、相互理解の深化

を図りました。

次に、報告書 267 ページ、公民館施設整備に要する経費 1,341 万 5,000 円は、主に井野公民館改修工事实設計業務委託 133 万 9,000 円、藤代公民館授乳室設置工事 488 万 1,000 円、相馬公民館空調機改修工事 269 万 7,000 円。それから、修繕料が 409 万 1,000 円となります。施設の利用環境の整備を図るとともに、利便性や快適性の向上に努めました。

次に、報告書 268 ページの図書館活動に要する経費 8,658 万 2,000 円は、主に図書館システム賃借料 3,785 万 4,000 円、図書配送業務委託料 569 万 3,000 円となります。学校図書館と市立図書館の連携事業「ほんくる」により、児童生徒は学校で市立図書館の予約図書の受け取りが可能となり、図書の貸し出し冊数は、前年度比で約 2.6 倍と大きく伸びる結果となりました。

次に、少し飛びまして、決算報告書 275 ページの埋蔵文化財センターの活動に要する経費 73 万 9,000 円は、主に年 2 回開催しております企画展に係る印刷製本費や講演会講師謝礼となります。埋蔵文化財センターでの郷土史や文化財の調査等の成果を企画展や講演会により広く市民に紹介することで、郷土史に関心を深め、文化財愛護精神の普及に努めました。

次に、決算報告書 278 ページのいきいき茨城ゆめ国体 2019 開催に要する経費 7,308 万 9,000 円は、主に茨城国体取手市実行委員会交付金 6,595 万円となります。当市で開催される正式競技である自転車競技やボウリング競技のリハーサル大会の開催を初め、公開競技、デモンストレーション競技、障害者スポーツ大会など各競技の実施に向けた準備を滞りなく行いました。

次に、決算報告書 279 ページの取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 2 億 2,620 万 1,000 円は、主に同センターの指定管理委託料 1 億 2,206 万 2,000 円、工事請負費で 1 億 157 万 4,000 円となります。工事請負費としまして、施設内のトイレの洋式トイレへの改修工事のほか、高圧電気の設備の改修工事を実施しまして、利用者の利便性、快適性の向上を図っております。

次に、決算報告書 282 ページ、給食センター施設整備に要する経費 8,401 万 3,000 円は、給食運搬業務委託など、給食センターを運営するための各種業務委託料で 1,821 万 5,000 円。それから、老朽化に伴います蒸気ボイラーの改修工事で 4,907 万 5,000 円が主なものでございます。設備の充実を図り、安全安心で安定的な給食供給につなげることができました。

教育費について概要を御説明いたしました。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。

午後 0 時 03 分休憩

午後 1 時 02 分再開

○教育長

会議を再開いたします。

午前中に、報告 19、平成 30 年度取手市一般会計（教育費）の決算についての説明が終わりましたが、追加で御説明をお願いいたします。

○教育部長

はい、追加で説明させていただきます。9 款の教育費の説明をさせていただきます。

たが、教育委員会所管で第10款の災害復旧費が関係してございます。決算報告書の284ページをお開きください。第10款、災害復旧費でございます。昨年、平成30年9月30日に接近しました台風24号の暴風により、取手東小学校体育館の屋根が被災したため、災害復旧工事の実施設計業務と災害復旧工事をあわせて実施いたしました。工事は3月に完了し、卒業式も無事当体育館で挙行されるなど、学校活動への影響を最小限に抑えることができいております。以上でございます。

○教育長

以上で報告19の説明が終わりました。

これから質疑に入りたいと思います。質疑、御意見ありましたらお願いいたします。

○櫻井委員

先ほど御説明がありました市内中学校の武道場の屋根の工事の件ですけれど、武道場の屋根の改修ということで平成30年度に行われておりますが、せんだっての台風で藤代中学校の武道場が雨漏りということで、こちらは工事との関係とかは考えられるものでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

昨年度、武道場の屋根天井部分の改修を藤代中学校でも行いました。今回の台風15号による被害の中で、武道場の畳に雨漏りが発生して、畳が使用できなくなって、今回の災害復旧の中で、畳の買い換えを予定しているところです。通常の雨ですと、雨漏りはしないんですけども、やはり台風、ましてや昨日の15号による物すごい暴風雨の中では、建物の四隅のところから、空気口と呼ばれるところだと思うんですけども、当初から開いていたスペースから雨水が吹き込んで、それで今回被災した状況ですので、通常の雨の場合は問題ありませんので、昨年度実施した天井の撤去工事による影響はないものと考えております。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○小谷野委員

部長のほうから、歳入歳出の説明も含めて、取手市の財政が大変だなというのは十分わかったんですね。ただ、例えばALT関係の中でも、1名ふやしていただいたという非常に大きな実績を得られたんですけども、まだまだ英語教育に関しては文科省もかなり力を入れている段階でもありますので、さらに増加の方向性で今後の中で検討いただけないだろうかという要望でございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長

はい、引き続き検討させていただきます。

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは、質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告19の議事を終わります。

ここで、委員の皆様にお知らせします。この後、議題となります報告20、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命については、私が協議会委員の候補者に含まれております。私の一身上に関する事件となりますために、議事に参与することができません。そのため、報告20の議事進行につきましては、教育長職務代理者に交代をお願いいたしたいと思っております。

教育長職務代理者と交代するため、暫時休憩といたします。

午後 1 時 08 分休憩

午後 1 時 09 分再開

○教育長職務代理者

引き続き会議を再開します。

教育長にかわりまして、教育長職務代理者の私が議事を進行します。

報告 20、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

なお、報告 20 は、伊藤教育長の人事に関する件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、伊藤教育長は議事に参与することができません。伊藤教育長は退席しております。

本件についての説明を求めます。長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

それでは、報告 20、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム委員の委嘱及び任命について、御説明をさせていただきます。初めに、この事業につきましては、家庭教育支援チーム員が家庭訪問を実施することにより、保護者への支援を通じて、子どもの育ちを支えることにより、地域における家庭教育の充実を図り、もって、子育て家庭や子どもたちを地域社会全体で見守り、支える体制の構築に資することを目的としております。

今回、取手市訪問型家庭教育支援事業実施要綱に基づきまして、8月22日に第1回の訪問型家庭教育支援協議会を実施いたしました。この協議会の中で、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員について、委嘱及び任命を行いましたので御報告させていただきます。なお、委員の任期につきましては、当該職にある期間となっておりますので、異動等で職を辞めるまでの間が任命・委嘱期間となっております。また、あわせて、元学校教員6名につきましては、取手市訪問型家庭教育支援チーム員に委嘱いたしました。こちらの支援チーム員の任期につきましては、令和2年3月31日までとなっております。

今後、チーム員が家庭訪問活動を行う予定となっております。訪問対象小学校につきましては、既に市校長会に推薦をいただいております。令和元年度につきましては、取手小学校、白山小学校、藤代小学校、六郷小学校の4校で実施となっております。参考までに、昨年度訪問校につきましては、同じく市校長会に推薦いただいた桜が丘小学校、久賀小学校の2校で実施をしております。説明は以上となります。

○教育長職務代理者

以上で、本件に対する説明は終わりました。

本件に対して質疑、御意見ありませんか。

○櫻井委員

当該事業につきましては、決算報告書にも記載してありまして、詳しい実施状況が記載されております。回数と面談割合も8割を超えていて、一定の成果を上げているかなと思われそうですが、具体的にこちらを補足するような形で、どのような成果が上がっているのか、また、実際に問題のある御家庭を支援センターにつないだとか、そういったような実績はあるもののでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

それでは、平成30年度に実施しました実績につきまして御説明させていただきます。

す。平成30年度では、先ほども御説明させていただきました、久賀小学校、桜が丘小学校の2校で実施しております。訪問日数につきましては、久賀小学校が5日間プラス再訪問が2日間となっております。桜が丘小学校につきましては4日間の訪問期間となっております。この期間の中で、延べ訪問回数につきましては、久賀小学校が76回、桜が丘小学校が122回、合計198回実施しております。その中で面談できた件数につきましては、久賀小学校が37件、桜が丘小が38件、合計75件となっております。対応割合についてはなんですけれども、茨城県の割合が63%のところ、取手市では80%を超える割合で達成できております。この訪問した中で、相談の件数なんですけれども、相談については10件ございまして、内容的には学校生活について、PTAについて、登下校についての相談となっております。このほかに要望として6件ございまして、学校に対するもの、バスや標識、横断歩道設置の要望などがございました。

先ほど、訪問日数のところで再訪問ということで御説明させていただきましたが、この件数につきましては、3件の内容につきましては、学校で上級生とのトラブルがあり転校を考えている家庭、それから両親が外国人で生活面に不安のある家庭、特別支援学校・特別支援学級に通学するお子さんを持つ家庭からの相談というものがございました。対応につきましては、学校で上級生とトラブルがあり、転校を考えている家庭につきましては、学務給食課、指導課に情報を提供し、学校と連携して対応していただいております。それから、両親が外国人で生活面に不安のある家庭、それから特別支援学校・特別支援学級に通学するお子さんを持つ家庭の対応につきましては、教育委員会の連絡先をお伝えしまして、連絡をいただくようお願いをしております。

また、こちら訪問の結果につきましては、事務局と支援チームによるケース会議を開きまして、それぞれこういった上がってきた相談や問題で、関係部署につないだほうがいい案件についてはつないでおります。実施した結果、課題というものも当然出てきておまして、相談を受けた中でケース会議を通さずにすぐに関係部署につないだほうがいい案件というものも中にはありまして、これにつきましては、令和元年度実施事業からはケース会議を通さずに、まず関係機関につなぐ、緊急性の高い相談についてはそういった対応していきたいと考えております。説明は以上です。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○小谷野委員

実施要綱の中で、第5条には、委嘱するチーム員はこういう人をという内容が書かれておまして、今、チーム員6名とも学校教育に関する人たちが中心になっているかと思うんですけど、人数的なものもちょっと何人くらいという形が入っていないもので、今後どのような方向性を考えていらっしゃるのか。その選ぶ人たちのことも含めて、対応の予定があるようでしたら、お話しただけいたらうれしいんですけど。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。まず、要綱の第5条にございますチーム員の構成についてなんですけど、平成30年度からこの事業が始まっておりますが、令和元年11月に、この第5条第2項に書いてあります民生委員・児童委員の一斉改選がございまして、この改選が終わった後に、令和2年度からは民生委員さんにもお願いをして、地域の情報に詳しい民生委員と、それから学校教育に詳しい元教員の方と連携して事業を実施していきたいと考えております。

人数についてなんですが、平成30年度は4名の支援員によって、2人1組で2校を回っていただいていたんですが、令和元年度につきましては2人増員をしまして、6人体制で4校を回るような予定であります。今後も訪問実施校の増加にあわせて、支援員につきましても、ふやしていきたいと考えております。以上です。

○小谷野委員

ありがとうございます。

○教育長職務代理者

私のほうからもよろしいですか。昨年の実績が非常にすばらしかったのかなと思って、今聞いておりました。ですから、今度は2校から4校という形になっていくと思うんですが、先ほど4校の例が説明がありましたけれども、恐らく毎年、各学校にはこれだけの問題を持った事件とか、相談しなきゃいけない件は必ずあるんじゃないかなと思うんですね。ですから、やっぱり4校だけに絞ってしまえば、あとの学校がそういう活動ができないということになってしまいはしないかなと思うんですね。ですから、今、小谷野委員から出ましたように、この支援チームをふやして行って、もっともっと学校をふやして、小学校なり中学校をもう少し支援できる体制を組織を拡大していく必要があるのかなと思って聞いていたんですが、そういうふうになっていけば、非常にきめ細かな家庭教育の支援が進められるのではないかなと思います。以上です。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長職務代理者

それでは、質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上、報告20の議事を終わります。

報告20の議事が終了したため、教育長の入場を求めます。

議事進行を教育長と交代するために休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時21分再開

○教育長

それでは、会議を再開いたします。

報告21、寄附の受け入れについてを議題といたします。

報告21についての説明を岡本文化芸術課長お願いします。

○文化芸術課長

それでは、報告21、寄附の受け入れについて。令和元年8月23日、日本画家、小林恒岳先生の作品の寄附の申し込みがありましたので報告いたします。申し込み者は小林志津江様、恒岳先生の奥様からです。作品は、次ページをご覧ください。早春の浦、こちらはサイズが15号、65センチ掛ける50センチの作品です。その次のページの鶴鴿の譜は、サイズが20号、72センチ掛ける53センチとなります。

今回の寄附は、4ページにあります。取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱第3条に該当いたしまして、特に3号の「市の美術文化に寄与し、かつ、市にゆかりのあると認められる作品」に該当することから寄附を受け入れたものです。3ページの参考資料にもつけさせていただきましたが、取手とのゆかりについてなんですが、小林恒岳先生の父親は日本画家の小林巢居人先生です。巢居人先生は、師と仰ぐ小川芋銭とともに取手の日本画文化の礎を築いた方です。弟子には、取手市の画家、鈴木草

牛先生，根本 正先生がおりまして，恒岳先生も交流を深め，取手市の日本美術普及に貢献されました。さらに，田中 良先生とも若いころから交流がありまして，取手の作家とも交流を深め，取手にゆかりのある作家です。

作品ですが，父親の巢居人先生の作品が秘書課の応接室入口にもともとありましたので，その隣に並べて展示してあります。こちらの作品は，2作品とも今年の特別展，きらりの最後の展示企画展のときにもお借りして展示した作品となります。以上です。

○教育長

以上で報告 21 の報告は終わりました。

本件について質疑，御意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告 21 の議事を終わります。

次に，報告 22，寄附の受け入れについてでございます。

こちらについての説明を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

報告 22，寄附の受け入れについて，御説明いたします。次のページの資料を見ていただきますと，取手市在住の山本佐代子様より，環境省動物愛護週間のチラシ 7,500 部の贈呈をいただきました。山本様に関しましては，4月にも，本当に飼えるかなというリーフレットを贈呈していただいております。こちらのポスターに関しましては，A4版のものを 7,500 部，市内小学校全児童，中学校全児童及び教職員分として贈呈いただきました。こちらの裏面には，環境省動物愛護パネルの部分を入れまして，山本様のほうで印刷会社に発注し，印刷をしたものを贈呈していただいております。

こちらの動物愛護週間のほうが 20 日，今年 9 月の 20 日から 26 日までということになっておりますので，こちらのほうは 20 日前に学校に配布ということをさせていただいております。以上でございます。

○教育長

説明は以上でございます。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告 22 の議事を終わります。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります報告 23，いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告につきましては，個人が特定できる情報を含む報告内容となります。また，協議 2，いじめ防止に係る再発防止策の進め方についても，協議の中で一部個人が特定できる情報を取り扱うこととなります。

お諮りいたします。報告 23 及び協議 2 の議事につきましては，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により，議事を非公開としたいと考えますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議ありませんので，報告 23 及び協議 2 の議事は非公開といたします。

[会議室閉鎖]

○教育長

傍聴者はいらっしゃいませんので、そのまま議事を進行いたします。

報告 23, いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告についてを議題といたします。

こちらについての説明を浅野指導課長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

よろしいですか。質疑, 御意見なしと認めます。これにて質疑, 御意見を終結いたします。

以上で報告 23 の議事を終了といたします。

続いて協議 2, いじめ防止に係る再発防止策の進め方についてを議題とします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

それでは, いじめ防止に係る再発防止策の進め方については, このとおりに進めさせていただきますと思います。

それでは, 非公開とした件の議事が終了しましたので, 会議の非公開を解除します。

[会議室開鎖]

○教育長

それでは, 会議を続行いたします。

協議 3, 教育委員会に対する事務の委任についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

それでは, 協議 3, 取手市教育委員会に対する事務委任規則について, 提案理由を御説明させていただきます。令和元年 10 月 1 日から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い, 国では, 幼児教育・保育の無償化に関する関係法令が整備され, 取手市においても, 関係各課において関係規則及び要綱等の制定や改正など, 無償化に向けた取り組みを進めているところでございます。

これまで市教育委員会では, 公立の藤代幼稚園の運営と, 市内私立幼稚園に対する補助金や私立幼稚園に通園する市内に住所を有する保護者に対して, 幼稚園就園奨励費や保育料補助金を交付しておりました。平成 27 年 4 月に, 子ども子育て支援法, 認定こども園法の一部改正法, 子ども子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の子ども子育て関連三法に基づく, 子ども子育て支援新制度がスタートし, 新制度に移行した幼稚園が子育て支援課で, 新制度に移行しない幼稚園はそのまま教育委員会で事務を取り扱うようになったところでございます。

新制度に移行する・しない幼稚園の違いでございますけれども, 新制度に移行した幼稚園は, 新制度のもとで自治体から給付を受けて園の運営に当たり, 保育料は世帯の収入に応じて自治体が定める負担額となっております。一方, 新制度に移行しない幼稚園は, 従来からの私学助成を受けて園の運営に当たり, 保育料は各園が自由に定めた額となっております。このような状況の中, 10 月に幼児教育の無償化がスタートするわけでございますが, 現在の取手市においては, 新制度における支

給認定、給付管理に関することは、取手市行政組織規則に基づき市長部局の子育て支援課にて事務を執り行なっている状況でございます。このたびの無償化について、子ども子育て支援法が一部改正されたことで、新制度に移行した・移行しないにかかわらず、全ての幼稚園で支給認定、給付管理が必要となったことから、今回、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の教育委員会に対する委任について協議をするものでございます。

委任事務の内容につきましては、こちらの資料の1ページ真ん中に、委任事務の内容でございます。今回、認定されませんと、保育料とお預かり保育、給食の副食費、そういったものが無償化の対象となりませんので、簡単に言いますと、藤代幼稚園、新制度未移行の幼稚園、そちらの認定事務、給付の事務を教育委員会で行うようになるものでございます。

それで、このうち(1)としまして、藤代幼稚園在園児に対する支給認定等に関する事務のことが、こちらに書かれております。(2)が子ども子育て支援法の第30条の2に規定する、子育てのための支援等の利用給付に関する事務で、こちらにつきましては、子ども子育て支援法第27条第1項にあります「市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設」として確認を受けない幼稚園、言い換えますと、新制度に未移行の幼稚園のことになります。具体的に言いますと、市内市外の新制度未移行の幼稚園に在籍している満3歳から5歳の通常保育の部分と、預かり保育に関する認定事務と給付事務のことになります。

また、(2)につきましては、藤代幼稚園在園児が市内市外の新制度未移行の幼稚園等の預かり保育を利用した場合の認定事務と給付事務のことになります。このような事務につきましては、教育委員会管轄の私立幼稚園については、年度途中で担当課を変更することは保護者が混乱するため、また年度途中での子育て支援課職員の事務の体制を整えることができないことなどの理由から、市長から事務委任を受けることについて、協議をするものでございます。

なお、委任する期間につきましては、1ページの下段にありますように、令和元年10月1日から令和2年3月31日までとしております。

以上で説明を終わります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

説明は以上ですか。できれば、午前中説明いただいた、このハンドブックとの関係で、ちょっと補足というか説明していただけると。

○学務給食課長

それでは、委任事務の内容につきましては、今回、ハンドブックでございますと、藤代幼稚園の委任事務の内容の(1)、こちらにつきましては、幼児教育・保育無償化ハンドブックの5ページの部分になりまして、こちらの藤代幼稚園の保育料の部分、5ページの1番にございます、保育料の一部無償化の部分と預かり保育の部分、あと、こちら副食費も含めた内容になっていまして、こちらの認定の事務を教育委員会で行うということが、こちらの(1)で記載されている内容になっております。

(2)の委任事務のアにつきましては、こちらのハンドブックの6ページになりまして、先ほどもお話しさせていただいたんですが、新制度未移行の幼稚園、こちらつつみ幼稚園とか、市外の新制度未移行の幼稚園に在籍している方、そちらの方の保育料の認定事務と預かり保育の部分の認定事務、あと副食費の部分が、こちら

のアの部分に該当するものになります。

イの部分につきましては、こちらまた5ページに戻っていただいて、藤代幼稚園に在園するお子さんが、例えば藤代幼稚園の預かり保育ではなくて、例えばつつみさんの預かり保育を利用するという場合、6ページの預かり保育を利用する場合、こちらが6ページの一番上に書かれている預かり保育の認定を受けるような形になります。個別に言いますと、そういった形になります。

こちらの認定事務を期間限定で、10月から来年の3月31日まで教育委員会でやっていくか、協議するものでございます。

○教育長

説明は以上です。

この件について質疑、御意見ございましたら。

○小谷野委員

保育が必要な認定を受けるには、利用一月前までに市に認定申請が必要だと書かれていますけど、10月からということになれば、既にもうその事務は始めているということでしょうか。

○学務給食課長

そちらの事務につきましては、藤代幼稚園、つつみ幼稚園などの新制度未移行の幼稚園に関しましては、事務はもう既に進めてあります。

○小谷野委員

了解です。

○山下委員

単純な質問で申し訳ないんですが、副食費というのが、何で副食費を取ることになっているのか。それから、この給付方法も非常にややこしいのではないかなという気がするんですよね。だから、これは国の方策なんでしょうけども、何でこうい——その副食費も第3子以降の子どもは要らないわけですよね。非常に複雑で、なかなかわかりづらいのではないかなという気がするんですが、どうですか。担当として、何かそういう話を聞いていらっしゃるとか。

○学務給食課長

今回なんですけども、そもそも保育料の無償化ということで始まっています。給食について、主食・副食と分けることについては、制度的なものでございます。

○山下委員

給食費はとってしまえばいいじゃないですか。どうもわかりづらいんですけどね。保護者も戸惑いはないんですかね。

○学務給食課長

保護者にとってもちょっとわかりづらい制度かなとは思いますが、事務局としては、保護者にわかりやすく説明していきたいと考えています。

○山下委員

これは継続していけば、保護者も慣れてくるんでしょうけども、我々もわかってくると思うんだけど、何か最初の出だしで複雑だなと思って。

○学務給食課長

山下委員からありました、現物給付とか償還払いというものなんですけども、今回3月まで教育委員会で受けて、4月以降は子育て支援課で一本化する予定でございまして、政策推進課に間に入っていただいて少し話し合いをしているような状況

でございますが、子育て支援課に移管した後、現物給付、償還払いというのを一本化するのではないかというふうに、保護者の混乱を避けるためというのもございますが、そういった形で4月以降は考えております。

○櫻井委員

こちら用語の質問になってしまうんですが、第3子以降のお子さんとはという一文がありますが、第3子以降のお子さんが免除の対象で、第3子以降のお子さんと、小学校3学年修了前を基準として、これは第一子、一番上のお子さんが小学校3年生より下で2番目、3番目という考えでよろしかったでしょうか。

○学務給食課長

小学校第3学年のお子さんを第一子と考えますので、例えばその上に6年生がいるとすれば、第一子が6年生ということであれば、第二子が3年生、第三子が1年生、あと、その下に幼稚園生がいるとすれば、第一子としてカウントを始めるのが小学校3年生を第一子と考えて、小学校1年生を第二子と考えて、幼稚園生を第三子と考えますので、それで第三子のお子さんは無償になります。

○櫻井委員

そうしますと、歳の離れた第3子は、これは対象にならないということですか。お兄ちゃん、お姉ちゃんが高校、中学、ちょっと離れて幼稚園という場合はならないと。

○学務給食課長

櫻井委員おっしゃるとおり、歳が離れていますと、該当にはなりません。

○櫻井委員

わかりました。

○山下委員

第三子に入らないんですかね、それは。

○教育長

それは、このパンフレットの米印で書いてあるところですね。

○櫻井委員

パンフレットの米印でも書いてあって、そういうことなのかな、歳の離れた場合は第三子ではないのかなと。

○山下委員

一番上は3年生でなければだめなんですね。4年生になれば第三子ではない。あまり変わらないと思うけどな。わからない。

○教育長

この件については、現場とか保護者からの質問とか、混乱とか、それは今後把握して、教育委員会に情報提供するようにいたします。子育て支援課とよく連絡をとりながら、保護者、子どもにとっての混乱がないのが一番なので、制度が複雑であっても、それはきちんと御説明するという状況で対応させていただくことが行政の役割かなという気がします。

そのほかになれば、この件についてはよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは、協議の結果、教育委員会に対する事務の委任については、原案のとおりさせていただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。それでは、原案のとおり、この事務委任については進めさせていただきたいと思えます。

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐

事務局から報告させていただきます。先日行われました令和元年第3回取手市議会定例会についてと、10月の行事予定等について御報告させていただきます。

まず、右上に資料1と囲みのあります、令和元年第3回取手市議会定例会会期日程をご覧くださいと思います。9月2日に市議会定例会が招集されまして、9月20日まで19日間の会期で行われました。

続いて、資料2と書いてあります一般質問通告事項一覧表をご覧くださいと思います。ゴシック下線の部分が教育委員会に対する質問があった方になります。合計で10人の議員さんから、教育委員会の事務に関する質問がございました。

続いて、資料3のほうに移っていただきまして、第3回取手市議会定例会の議決等結果になります。ゴシック囲みのあります議案、議案第49号、ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正、次のページに行きまして議案第59号、令和元年度取手市一般会計補正予算(第4号)、それから認定第1号の平成30年度取手市一般会計決算の認定について、いずれも原案可決、決算については認定となっております。市議会については以上になります。

続いて、10月の行事予定に移ります。お手元にお配りしております、令和元年10月行事予定表をご覧くださいと思います。

先ほど教育長からも報告ありましたとおり、9月28日から10月8日まで、いきいき茨城ゆめ国体、県内で行われます。取手市内では、9月30日から10月4日にかけて、正式競技の自転車競技会トラックレースが行われます。それから、同じく正式競技のボウリング競技会、こちらが2日から7日まで行われます。

それから、国体を離れまして、10月6日、日曜日、15時から第7回いじめ問題専門委員会が201会議室で行われる予定となっております。

下に行きまして、10月12日から14日まで、いきいき茨城ゆめ大会が行われます。市内では、ボウリング競技が12日と13日に行われる予定となっております。

右側に移りまして17日、木曜日、藤代図書館で音読講座一心と脳の健康のために一ということ、連続講座3回、24日と30日にも行われます。時間が11時半から3時までとなっております。

下に行きまして、23日、水曜日、市民大学講座「取手と芋銭ーカップの芋銭の魅力ー」ということで、取手ウェルネスプラザで午後2時から4時の間行われます。

下に行きまして、28日、月曜日、教育委員会の10月定例会を予定させていただいております。

ごめんなさい、27日、日曜日、ちょっと抜けてしまったんですけども、図書館製本講座「御朱印帳をつくろう」ということで、福祉会館で9時半から15時の間で行われます。29日も同じ講座が行われます。

それから、下に行きまして10月30日、午後から市の研究委嘱校発表会ということで、桜が丘小学校で行われます。教育委員の皆さんにも御参加いただくという形になると思えます。

10月の主な行事予定は、以上になります。

○教育長

以上で今定例会に付議されました事案の審議は、全て終了いたしました。

令和元年第9回教育委員会定例会を以上で閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時25分閉会